

令和5年11月19日(日) 第2回トンボ会が開催されました。

詳細は清明学園同窓会のホームページ「活動報告」(「トンボ会」)でご覧いただけます。



第8号



令和6年8月
発行元
清明学園 同窓会

〒145-0066
大田区南雪谷3丁目
12-26
学校法人 清明学園内
会長 橋本繁樹
印刷 錦光社



乾杯の発声：千葉精一理事



閉会の挨拶：橋本繁樹副会長



開会の挨拶：藤井俊一同窓会会长
長い間本当に有り難うございました。



プロとして活躍中の卒業生による演奏
ピアノ：伊藤慧さん(平成11年度卒業)
バイオリン：崎谷直人さん(平成13年度卒業)
ピオラ：山本珠里杏さん(平成21年度卒業)



会場設置と撤収、学園の先生方のお力添えの賜物です。



学園歌斎唱

同窓会
QRコード

メールアドレス
登録用
seimeidousoukai@gmail.com



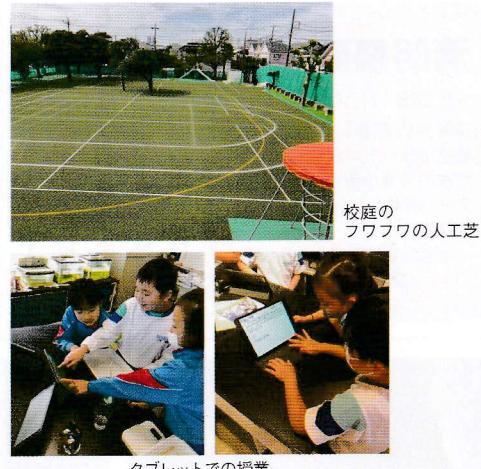
メールアドレスの登録に
ご協力ください

同窓会ホームページ
<https://www.seimeidousoukai.com>



トンボ教育振興募金(トンボ募金)のお願い

令和2年4月に発令された緊急事態宣言により学園は全学年休校を余儀なくされました。オンライン授業のシステムを構築した際、90周年記念事業の寄付金が役立ちました。この経験から財政支援を目的とするトンボ教育振興募金を設立しました。寄付金は一口千円とし、口数の上限を設けません。卒業後3年経過した皆様に寄付のお願いとし、トンボ通信に払込取扱票を同封しておりますので、何卒ご協力をお願い致します。

校庭の
フワフワの人工芝

税の優遇

寄付金に対する税制上の優遇措置について

学校法人清明学園は、東京都より寄付金控除の対象となる証明を受けています。皆さまのご支援をお願いいたします。

個人の場合

所得税の寄付金控除にはA 税額控除制度とB 所得控除制度の2種類があり、確定申告の際に、お選びいただくことができます。

税額控除制度

寄付金額が年間2,000円を超える場合には、その超えた金額の40%に相当する額が、当該年の所得税額から控除されます。

$$(寄付金合計額^{*1} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}^{*2}$$

※1 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額の40%が上限となります。

※2 所得税控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

例えば

30,000円のご寄付について、税額控除制度を利用して確定申告をした場合、 $(30,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 11,200\text{円}$ …所得税控除額として所得税額から差し引かれます。※3

※3 個人の所得金額、各控除額により異なります。

所得控除制度

寄付金額が年間2,000円を超える場合には、その超えた金額が、当該年の所得金額から控除されます。

$$\text{寄付金合計額}^{*4} - 2,000\text{円} = \text{所得控除額}$$

※4 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額の40%が上限となります。

確定申告に
必要な書類
(いずれも
本学園が発行)

- 本学園領収書
- 特定公益増進法人であることの証明書(写し)または、税額控除に係る証明書(写し)

所得控除は税率が高い高所得者の方に減税効果があるといわれ、

税額控除の方は、税額から直接控除することができるので、少額の寄付であっても減税効果が得やすく、一般的には「税額控除の方が有利」といわれています。

いずれの控除を選択するかは、ご自身の所得金額や寄付金の額などにより異なるとご理解ください。

(確定申告の際は諸条件を確認の上申請願います。)

同窓会運営会費のお願い

いつもお振込を有り難うございます。同窓会の運営費は、母校と卒業生をつなぐ活動費です。

トンボ通信の発行、発送費、トンボ会開催の費用、クラス会への補助金等に活用されています。

一口3千円、それ以上は千円単位での納付のご協力をお願い致します。